

第3期小矢部市総合戦略策定支援業務プロポーザル実施要領

I 基本事項

1 趣旨等

この要領は、第3期小矢部市総合戦略策定支援業務（以下「業務」という。）について、事業者の能力等を総合的に比較検討し、最も適した受託事業者を選定するため、必要な事項を定める。

本プロポーザルの実施及び契約の締結にあたり、必要な手続等については、関係法令によるほか、この要領によるものとする。

2 プロポーザルの概要

公募型プロポーザル方式により、業務受託候補者を選定する。

3 業務の概要

(1) 業務の名称 第3期小矢部市総合戦略策定支援業務

(2) 業務の目的

本市では、令和元年度に人口減少の克服と地方創生の実現を目指し、「小矢部市人口ビジョン<時点修正版>」及び「第2期おやベルネサンス総合戦略」（以下「現総合戦略」という。）を策定した。

現総合戦略では、4つの基本目標を設定し、それぞれに目標値、主要施策、主な事業、重要業績評価指標（以下「KPI」という。）を位置づけ、戦略の推進を図っている。

現総合戦略の計画期間が令和6年度末で終了することから、本市の人口の現状と将来展望を示す将来人口推計を新しいデータにより見直すとともに、これまでの施策の推進や社会情勢の変化を考慮し、引き続き将来にわたって活力のある地域を維持していくために策定する第3期おやベルネサンス総合戦略の策定の支援を行うことを業務の目的とする。

なお、策定等にあたっては、国の新たな総合戦略である「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づき、目指すべき地域ビジョンを再構築したうえで改訂する。

(3) 業務の内容 【別紙1】「第3期小矢部市総合戦略策定支援業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年2月28日（金）まで

(5) 業務委託料 3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

4 発注者及び事業担当課

(1) 発注者 小矢部市

(2) 事業担当課 小矢部市企画政策部企画政策課
〒932-8611 富山県小矢部市本町1番1号
電話番号 0766-67-1760（内線253）
FAX 番号 0766-68-2171
電子メール kikaku@city.oyabe.lg.jp

5 参加資格要件等

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 富山県内に本社、支社、支店又は営業所を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 参加表明書の提出時点において、小矢部市契約規則（昭和 48 年小矢部市規則第 8 号）第 20 条第 2 項に規定する指名競争入札の参加資格名簿に登載されている者であり、かつ小矢部市建設工事等指名停止要領第 3 条第 1 項の規定に基づき指名停止されていない者であること。
- (4) 意識、動向等調査又は計画策定を業としている者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 代表者、役員又はその使用人が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は第 198 条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (7) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (8) 小矢部市暴力団排除条例（平成 24 年小矢部市条例第 1 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。

6 プロポーザル実施スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の公表	令和 6 年 5 月 13 日（月）【市ホームページに掲載】
質問書受付期間	令和 6 年 5 月 13 日（月）から 令和 6 年 5 月 20 日（月）正午まで
質問書への回答期限	令和 6 年 5 月 22 日（水）
参加表明書の提出期限	令和 6 年 5 月 24 日（金）正午まで
参加資格要件確認結果通知期限	令和 6 年 5 月 28 日（火）
辞退届の提出期限	令和 6 年 5 月 31 日（金）正午まで
企画提案書等の提出期間	令和 6 年 6 月 5 日（水）正午まで
企画提案書及びプレゼンテーション等による審査（総合評価）	令和 6 年 6 月 12 日（水）（予定）

7 実施要領の取得

- (1) 取得方法 実施要領は小矢部市ホームページからダウンロードにより取得するものとする。
- (2) 取得期間 令和 6 年 5 月 13 日（月）から 5 月 24 日（金）まで
- (3) URL <https://www.city.oyabe.toyama.jp/>

Ⅱ 審査・選定等

1 選定の方法

企画提案書等の提出のあった者によるプレゼンテーションやヒアリングを行い、これに対して審査（総合評価）を行い、業務受託候補者1者を選定する。

2 質問及び回答

質問は質問書（様式1）により行うこととし、原則、口頭による質問は受け付けない。

- (1) 質問書の提出期間 令和6年5月13日（月）から5月20日（月）正午まで
- (2) 質問書の提出場所 小矢部市企画政策部企画政策課
- (3) 質問書の提出方法 質問書を作成し、電子メール又はFAXで提出すること。
- (4) 質問書の回答 質問に対する回答は、令和6年5月22日（水）までに電子メールでの送信及び小矢部市ホームページに掲載する。なお、質問への回答内容は、本実施要領等の追加又は修正とみなす。

3 参加表明書の提出

- (1) 提出書類 参加表明書（様式2）、参加資格誓約書（様式3）、事業所概要（任意様式） 各1部
- (2) 提出期限 令和6年5月24日（金）正午まで
- (3) 提出場所 小矢部市企画政策部企画政策課
- (4) 提出方法 持参、簡易書留郵便、又は電子メールにより提出すること。なお、郵便による提出の場合は、提出期限内に必着すること。
- (5) 参加資格 上記I5の参加資格要件等を確認し、令和6年5月28日（火）付けで事務局から文書（FAX等）にて参加資格要件確認結果を通知する。

4 参加辞退届の提出

参加表明後の辞退は、参加辞退届（様式4）を提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年5月31日（金）正午まで
- (2) 提出場所 小矢部市企画政策部企画政策課
- (3) 提出方法 持参、簡易書留郵便、又は電子メールにより提出すること。なお、郵便による提出の場合は、提出期限内に必着すること。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

【別紙2】「企画提案書等の作成に係る留意事項」を参考に企画提案書等を提出すること。提出部数は次のとおりとする。

- ア 企画提案提出書（様式5） 1部
- イ 業務実績書（様式6） 1部
- ウ 業務実施体制表（様式7） 7部
- エ スタッフ経歴・実務経験等調書（様式8） 7部
- オ 作業工程計画書（様式9） 7部
- カ 企画提案書 各7部
- キ 見積書（様式任意） 1部

- (2) 提出期間 令和6年6月5日（水）正午まで
- (3) 提出場所 小矢部市企画政策部企画政策課
- (4) 提出方法 持参又は簡易書留郵便により提出すること。なお、郵便による提出の場合は、提出期限内に必着すること。
- (5) 再提出等 提出後の内容の変更及び追加、再提出は認めない。

6 業務受託候補者の選定・企画提案書等の審査

(1) 選定組織

業務受託候補者の選定は、6名の委員で組織する「第3期小矢部市総合戦略策定支援業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」が行う。

(2) 企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング等による審査

ア プレゼンテーションの時間は25分以内（説明15分、質疑応答10分）の予定で実施する。

イ 企画提案書の説明やプレゼンテーションは、プロジェクター等の使用により行う。プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは小矢部市が準備するが、その他PCや必要な機器については、各事業者で準備すること。

ウ 提出書類以外の追加資料の提出は認めない。

エ プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順とする。

(3) 評価基準

【別紙3】「企画提案評価項目表（評価基準）」での配点、プレゼンテーション及びヒアリングにより総合的に評価する。

(4) 結果の通知

審査の結果は、参加者全員に文書で通知する。審査結果に対する問い合わせ、異議の申立ては一切受け付けない。

Ⅲ その他

1 失格事項

参加表明者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) この要領に定める手続き以外の手法により、選定委員会委員又は事業担当課等関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めたとき。
- (2) 提出期限後に書類の提出があったとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 本要領に違反する表現をしたとき。
- (5) その他選定委員会が本要領に違反すると認めるとき。

2 業務の契約

(1) 契約

ア 契約手続は、小矢部市契約規則（昭和48年小矢部市規則第8号）の定めによるものとする。

イ 小矢部市は、契約締結後においても受託者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

(2) 契約書 小矢部市契約規則の規定に定めるところによる。

(3) 契約内容 契約書、仕様書、企画提案書等に基づき決定する。

3 留意事項

- (1) 提出された企画提案書は返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等は、小矢部市情報公開条例（平成 12 年小矢部市条例第 30 号）の規定により、企画提案書等の情報公開請求があった場合は、非公開情報を除き、原則公開する。公開することにより、法人その他の団体の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報については、非公開となる。したがって、事業等のノウハウ等これに該当すると思われる記載がある場合は、その旨を記載した書類を提出すること。
- (3) 委託業務の全部もしくは主たる部分を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部に係る再委託について、あらかじめ市の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。
- (5) 採択された企画提案書の著作権は小矢部市に帰属する。
- (6) 企画提案の審査は、提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じて変更する場合がある。

4 その他

- (1) 本プロポーザルの手続に使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 本プロポーザルに係る一切の費用は、提案者の負担とする。

5 添付資料

- (1) 第 3 期小矢部市総合戦略策定支援業務仕様書【別紙 1】
- (2) 企画提案書等の作成に係る留意事項【別紙 2】
- (3) 企画提案評価項目表（評価基準）【別紙 3】
- (4) 質問書（様式 1）
- (5) 参加表明書（様式 2）
- (6) 参加資格誓約書（様式 3）
- (7) 参加辞退届（様式 4）
- (8) 企画提案提出書（様式 5）
- (9) 業務実績書（様式 6）
- (10) 業務実施体制表（様式 7）
- (11) スタッフ経歴・実務経験等調書（様式 8）
- (12) 作業工程計画書（様式 9）
- (13) 見積書（任意様式）